



川越市民サービスステーションを紹介します

川越駅西口連絡所(月～土曜日、午前9時30分～午後6時15分) ☎257-6088 ☎220-1212

福祉総合相談窓口(月～土曜日、午前9時30分～午後6時15分) ☎293-4220 ☎293-4227

川越しごと支援センター(月～金曜日、午前10時～午後6時15分) ☎238-6700 ☎238-6701

(雇用支援課 ☎238-6702 ☎238-6703)

*いずれも祝・休日、年末年始を除く



①川越駅西口連絡所

住民票等の証明発行や戸籍の届出、市税の収納などの業務を行っています。



④川越しごと支援センター
(雇用支援課)

ウエスタ川越から移転し、川越市とハローワーク川越が一体的に、市民の就職活動を支援します。



②福祉総合相談窓口
(福祉相談センター・子育て世代包括支援センター・自立相談支援センター)

高齢者、障害のある方、子育て中の方、生活困窮者などからの相談に専門の相談員が丁寧に対応し、解決していく総合相談窓口です。



③福祉総合相談窓口
(障害者総合相談支援センター)

川越市大学奨学金

教育総務課 ☎224-60074 ㊟224-50086



来年4月から大学に進学する高校生等で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、返済を必要としない給付型奨学金を支給します。他の奨学金制度を受ける方も申請できます。

詳しくは、同課(東庁舎2階)・図書館で配布する募集案内をご確認ください。

対象：次の全てを満たす方①市内に引き続き1年以上在住している、②世帯全員の所得額の合計(世帯所得)が左表の基準額未滿である、③高等学校等に在籍しているて全科目評定平均が3・5(5段階評価)以上である、④学

世帯所得の基準額

世帯人数	世帯所得額
2人	340万円
3人	380万円
4人	450万円
5人以上	490万円

定員：5人程度(書類選考・面接)

給付金額の上限：入学準備金20万円、学資金月額3万7500円(国の高等教育の修学支援新制度で入学金や授業料の減免を受ける方は、給付金額が異なる場合があります)

提出書類：①支給申請書、②校長の推薦書、③作文「大学で学びたいこと」(600字程度)、④成績証明書、⑤住民票の写し(世帯全員の物)、⑥世帯全員の平成31年および令和元年中の所得が分かる物、⑦生活保護受給証明書(生活保護を受給している方)、⑧児童養護施設在籍証明書(児童養護施設に入所している方)

*①②③の用紙は、募集案内にあります(市ホームページからもダウンロード可)。

申し込み：提出書類を8月3日(月)から31日(月)(必着)までに郵送または直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所教育総務課)

奨学生に聞きました!

①どうして川越市大学奨学金を受けようと思いましたか。
②奨学金を受けて進学を考えている高校生の皆さんへメッセージをお願いします。

平成29年度奨学生(平成30年度入学)
東洋大学経営学部

①経営について高校だけではなく大学でも学びたいと思い、進学を考えました。経済力等で悩んでいましたが、条件に合ったため応募しました。
②金銭的な面で悩んでいる人はぜひ受けて欲しいです。しかし、勉学を怠らず、精進する決意が必要だと思います。たくさん悩んで決めてください。

平成30年度奨学生(平成31年度入学)
東京農業大学国際食料情報学部

①大学への進学を考えていましたが、経済的な事情のため進学することが難しくそうな状況でした。そんな時、高校の先生からこの奨学金があることを教えていただき、これを受けることができれば、行きたい大学に行くことができると思ったからです。

②川越市にはこのような制度があるので、今何か不安があっても、進学することを諦めないで、今できることを精一杯頑張ってほしいと思います。

令和元年度奨学生(令和2年度入学)
明治大学法学部

①父の定年退職に伴い、家庭の収入状況が大幅に変わりました。私自身の進学と、弟の高校進学も同じタイミングだったため、この制度はとても心強いものと感じ、応募しました。他に比べても給付決定の時期が早く、安心して受験に臨むことができたと思います。
②大学受験はともにお金が掛かるものです。私を含め、今までは保護者に支えてもらうことが多かったと思います。が、大学では学問に加え、アルバイトや就職活動などにおいて自立した心構えが必須です。自分の将来は自分で広げるといふ姿勢で、ぜひ奨学金を活用し、目標に向かって励んでください。

寄附のお願い

川越市大学奨学金制度は、皆さんからの寄附を原資としています。現在、15人の学生が同制度を利用して勉学に励んでいます。将来の川越市を担う学生を支援するため、皆さんのご協力をお願いします。

暮らし

観光案内所の開設 時間が変わります

観光課 ☎224-5940

☎224-8712

7月1日(水)から川越駅・本川越駅・仲町観光案内所の開設時間が、次のとおり変更となります。

■川越駅・本川越駅観光案内所

開設時間：4～10月 午前9時～午後6時
▼11～3月 午前9時～午後5時

■仲町観光案内所

開設時間：4～10月 午前9時30分～午後6時
▼11～3月 午前9時30分～午後5時

廃棄物処理施設 設置事業計画書の 縦覧



産業廃棄物指導課 ☎239-7007

☎239-5059

廃棄物処理施設の設置を計画している事業者から事業計画書が提出されました。「川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例」に基

づき、事業計画書と生活環境保全対策書の縦覧を次のとおり行います。

また、事業者による関係地域住民を対象にした説明会が、縦覧期間中に行われます。説明会の日程等について詳しくは、産業廃棄物指導課にお尋ねください。

事業者：川越テック(株)

設置場所：芳野台一丁目103番

44-1筆

縦覧期間：7月3日(金)～8月3日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)、午前

8時30分～午後5時

縦覧場所：産業廃棄物指導課(資源化センター内収集管理棟1階)・環境政策課(本庁舎5階)・芳野市民センター

意見書の提出

事業に関係する市民の方は、生活環境保全上の意見書を提出できます。
提出期限：8月17日(月)(消印有効)

縦覧期間中に説明会が終了しない場合、説明会終了の翌日から2週間まで)

提出方法：縦覧場所配布する意見書(7月1日(水)から市ホームページ)

でもダウンロード)に必要事項を記入し、郵送または直接産業

廃棄物指導課(郵送の場合は〒

350-0815 鯨井782-13・

資源化センター産業廃棄物指導課)

川越年金事務所が移転します



市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

川越年金事務所は7月27日(月)に東上パールビル3階から移転します。なお、受付時間や業務内容、電話番号は変更ありません。

移転先…脇田本町8-1 (U PLACE5階)

年金事務所での年金相談は事前予約を

●日本年金機構 予約受付専用電話

☎0570-05-4890

受付時間…午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

- * 予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。
- * 電話の際は基礎年金番号が分かるように準備してください。
- * 年金事務所でも事前予約を受け付けています。

問い合わせ…川越年金事務所 ☎242-2657 (月～金曜日=午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日=午前9時30分～午後4時。第2土曜日以外の土曜日、日曜日、祝・休日、年末年始は休業日)

* 週初めの開所日は、午後7時まで受け付けています。

水道アンケートにご協力を



総務企画課 ☎223-3063

☎223-3078

蛇口をひねれば当たり前のように出てくる水は、水分補給、風呂、洗濯など、無くてはならない大変貴重なものです。

上下水道局では、日ごろ市民の皆様

さんが水道についてどのように考えているのかアンケートを実施しています。回答の内容は、今後の水道事業の情報発信等に活用します。皆さんのご協力をお願いします。

回答方法：市ホームページ「くらし」↓「上下水道局」↓「お問い合わせ窓口・アンケート」から電子

申請

回答期限：8月31日(月)

個別施設計画(原案) に対する意見募集



社会資本マネジメント課

☎224-6377

☎225-2895

市が所有し、管理する公共施設を総合的かつ計画的に整備更新するため、施設ごとの整備更新に関し、老朽化の状況や果たしている役割などを踏まえた具体的な取り組みを示す「川越市個別施設計画(公共施設編)」の策定を進めています。

市民の皆さんの意見を反映するため、同計画(原案)に対する意見を募集します。

募集期間：7月1日(水)～30日(必着)

閲覧場所：同課(本庁舎4階)・市民

センター・南公民館

対象：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

意見の提出方法：任意の用紙に意

見・住所・氏名・電話番号、在勤・

在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、郵送・ファクスまたは直接

同課(郵送の場合は〒350-

8601川越市役所社会資本マネジメント課)

*7月1日(水)から、市ホームページ

で閲覧・意見の提出ができます。意見の取り扱い

提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内容と、市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表しません。

小動物(ペット)の火葬を行っています



斎場 ☎226-0090

☎226-7088

斎場では、ペット火葬の需要が増加していることから、小動物用火葬炉を1基設置しています。火葬は、

川越駅西口連絡所で

マイナンバーカード交付とマイキーID設定支援を開始

市民課 ☎224-5744

☎225-5371

川越駅西口連絡所でマイナンバーカードの交付を開始しました。マイナンバーカード交付通知書が届いた方は、予約の上、カードを受け取ってください。

また、9月から消費活性化対策の一環として、マイナンバーカードを活用したマイナポイントの取り組みが実施される予定です。マイナポイント付与のために必要なマイキーIDの設定支援も実施しています。



1体ごとに1日4件行っています。

■火葬受け入れ時間

午前9時▼午前11時▼午後1時▼午後3時

■火葬できる小動物

犬、猫、ウサギ、小鳥などで火葬重量60kg未満(棺等の重量を含む)のペット。

■火葬料金

区分	火葬料金	
	市内居住者	市外居住者
10kg未満	7000円	1万4000円
10kg以上 25kg未満	1万4000円	2万8000円
25kg以上 60kg未満	2万1000円	4万2000円

*左上表の区分の重さには、棺や副葬品などを含みます。

■予約方法

予約は先着順で受け付けます。利用する場合は、火葬希望日の前日の正午までに電話または直接斎場。当日の予約は受け付けできません。友引の日は火葬業務を行いません。予約受付時間は、午前9時から午後9時まで(1月1日から3日までを除く)です。予約の際は、次の内容を伝えてください。火葬希望日時、申請者(飼い主)の住所・氏名・電話番号、小動物の種類、棺等を含むおよその重量。

■利用方法

火葬当日は、申請者の住所が確認できる物(運転免許証、保険証など)を持参してください。火葬する小動物は、幅70cm、高さ65cm、奥行き150cm以内の木箱や段ボール箱など(発泡スチロール箱を除く)に入れてください。

副葬品として、金属、ガラス、プラスチック、スプレー缶などは、箱に入れることができません。小動物の遺骨は、必ず持ち帰ることになっています。遺骨を持ち帰るための容器をお持ちください。骨つぼの実費販売もしていますので、必要に応じてご利用ください。

農業振興審議会 委員を募集

農政課 224-5939
224-8712



任期：委嘱の日より2年間

対象：次の全てを満たす方①市内在住・在勤・在学で令和2年4月1日現在満20歳以上、②市の農業に関心がある、③平日昼間に年1〜2回程度開催される会議に出席可能、④市の他の附属機関などの委員でない

定員：2人(選考)

申し込み：同課等で配布する応募用紙に必要事項を記入し、作文「川越市の農業がより魅力のあるものになるには」(800字程度・書式自由)を添えて、8月6日(木)(必着)までに郵送または直接同課(郵送の場合は〒350-8601川越市役所農政課。市ホームページからも可)

市営住宅の入居者を募集

建築住宅課 224-6049
224-8965

「入居者募集案内」は、7月22日(水)から8月11日(火)まで、同課(小仙波庁舎1階)・市役所受付(本庁舎1

「市民意見箱」で皆さんの声が届きます

広聴課 224-5011 222-5454



市では、より開かれた市政を目指して、「市民意見箱」を設置しています。設置場所は、市民センターや公民館など次の27か所です。寄せられたご意見は、市長が直接拝読します。意見箱には専用の用紙が備え付けてあります(任意の用紙でも可)。住所・氏名等を明記し、意見箱に入れてください。

皆さんの市政に対するご意見やご提案をお待ちしています。

設置場所…本庁舎1階・市民センター・川越駅西口

連絡所・中央公民館・南公民館・北公民館・高階南公民館・大東南公民館・霞ヶ関西公民館・霞ヶ関北公民館・中央図書館・西図書館・クラッセ川越・総合保健センター・メルト・ジョイフル・オアシス
* 郵送(〒350-8601川越市役所広聴課)または、専用ファクス 222-5454・市ホームページの「市政への提案フォーム」から提出することができます。



市民意見箱

階)・市民センター・川越駅西口連絡所・埼玉県住宅供給公社川越支所で配布します。
対象：次の全てを満たす方①同居親族がいる(予定を含む)、②市内に住所がある、③住宅に困っている

ことが明らかである(自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない)、④入居予定者全員の収入総額が基

準額以内(高齢者・障害のある方がいる世帯などは、一般世帯より基準を緩和)、⑤申込者や同居親族(予定を含む)が暴力団員でない

*単身者向け住宅は②〜⑤を満たす方で、ほかにも要件があります。

*高齢者等世話付住宅は②〜⑤を満たす自炊可能な程度で、65歳以上または障害のある単身の方。

ごみ処理とびっくす 商品の過剰包装について

資源循環推進課 239-6267 239-5054

お中元などの贈り物が多くなるこの時期。丁寧に何重にも包装された商品を見掛けたことはありませんか?

商品を購入する上で、見た目や衛生上などの観点から、一定の包装は必要ですが、過剰な包装は資材の浪費や開封後のごみの増加につながります。バラ売り品の購入や簡易包装を利用するなどの工夫をしましょう。また、包装等を処分する際は、分別することで資源としてリサイクルできます。皆様のご協力をお願いします。



申し込み：募集案内にある申込書に必要事項を記入し、8月11日(火)(消印有効)までに郵送で〒350-1101の場2218-4ヘル

アート301号室・埼玉県住宅供給公社川越支所

選考方法：抽選

*家賃等詳しくは、同公社 227-6418にお尋ねください。

住宅改修費用の補助

産業振興課 ☎224-5934

☎224-8712



地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。

*補助金交付決定前に工事着工した場合、補助は受けられません。必ず工事着工2週間前までに申請してください。補助金が予算額に達した時点で終了します。

受付開始日：7月9日(木)

対象工事：次の全てに該当する工事
①市内施工業者が行う20万円以上

(消費税を除く)の個人住宅の改修工事、②他の補助対象工事でない、③10月30日(金)までに完了する

対象：次の全てに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④過去に同制度を利用していない

補助額：改修工事に要した費用(消費税を除く)のうち5%に相当する額で、6万円を限度(1000円未満切り捨て)

申し込み：同課(本庁舎5階)で配布する申請書類(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項

を記入し、直接同課

*郵送可(郵送の場合は〒350-8601川越市役所産業振興課)。7月8日(水)・9日(木)の消印があるもののみ受け付けます。

戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給



福祉推進課 ☎224-5769

☎225-3033

戦没者等の遺族に対し、改めて弔慰の意を表すため第11回特別弔慰金を支給します。

なお、第10回特別弔慰金を川越市で請求した方には、10月末ごろまで

に請求書類等を送付します。対象者が多いため、数回に分けて発送する予定です。

支給方法：額面25万円の国庫債券で支給され、令和3年から5年間にわたり5万円ずつ償還

支給要件：令和2年4月1日現在遺族の中に公務扶助料等の年金給付の受給権者がいない

支給対象者の順位：戦没者1人について、次に記載する順位に従って先の順位の遺族の代表1人に支給
①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります)

④前記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上の生計関係を有していた方のみ)

請求方法：令和5年3月31日(金)までに福祉推進課(本庁舎1階)にある請求書類を同課に提出してください。提出の際に戸籍書類等が必要です。詳しくはお尋ねください。

川越ものづくりブランド 「KOEDO E-PRO」 認定製品・技術の募集

産業振興課 ☎224-5934

☎224-8712

KOEDO E-PROとは?

市内の中小企業が生み出した優れた製品・技術に光を当て、市内外に広く知らせ、市内の工業振興を図ることを目的に創設されたブランドです。詳しくは、お尋ねください。



認定マーク

表彰

認定された製品・技術の中から大賞(1点・賞金15万円)、奨励賞(2点・各賞金5万円)を表彰します。また、認定製品・技術について、PRに要した経費の3分の2(上限20万円)を補助します。

今年も優れた工業製品や技術を募集します

応募期限…9月11日(金)(必着)

応募できるもの…市内で製造または開発され、応募時にすでに市場に流通している製品、または実用化済みの技術

対象…市内に本社または事業所を有する中小企業や団体・グループ

申し込み…同課(本庁舎5階)、川越商工会議所、市ホームページにある応募用紙に必要な事項を記入し、必要書類を添えて直接同課

夏の交通事故防止運動

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

7月15日から7月24日は夏の交通事故防止運動期間です。一人ひとりがいつも以上に安全運転を意識し、交通事故防止に努めましょう。

特に、横断歩道を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止して通行を妨げないようにしましょう。



なお、例年同期間中に行っているキャンペーン活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しません。ご理解をお願いします。

交通遺児に奨学金を支給

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

交通事故で親権者等を亡くした方へ奨学金を支給します。

奨学金の受給資格：交通事故で死亡



蚊に刺されない・増やさない対策を！

蚊媒介の感染症について=保健予防課 ☎227-5102

Fax 227-5108

蚊の防除について=食品・環境衛生課 ☎227-5103

Fax 224-2261

病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。これから蚊が発生する季節を迎えます。「蚊に刺されない」「蚊を増やさない」対策を心掛けましょう。

■蚊に刺されないようにしましょう

- 屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用する
- 昼間から蚊取り線香を使用するなど、蚊が家の中へ侵入するのを防ぐ

■蚊の発生を防止しましょう

蚊は、ちょっとした水たまりがあれば、場所を問わず産卵します。次の点に注意し、蚊の発生源となりそうな水たまりを作らないようにしましょう。

- 植木鉢の受け皿…週1回程度、水を取り換える
- 屋外にあるバケツ・ジョウロ・タライ等…必要なとき以外くみ置きしない。雨で水がたまった場合は捨てる
- 古タイヤ…中に雨水がたまらないようにする。たまった場合は捨てる
- 雨どい…落ち葉等がたまらないようにする
- 空き缶・空き瓶…雨の当たらない場所に片付け、水がたまらないようにする
- 雨水ます…ふたに目の細かい網を敷き、産卵できないようにする
- U字溝・水路…ヘドロがたまらないように、定期的に点検、清掃する

*蚊の活動が終息する10月下旬ごろまでを目安に、これらの対策を行いましょう。

交通遺児等援護金を支給

防犯・交通安全課 ☎224-5721

Fax 224-6705

県交通安全対策協議会では、県民を対象に交通遺児等援護金・援護一時金を支給しています。

詳しくは同協議会 ☎048-830-2958にお尋ねください。

した親権者(これに準ずる者を含む)に養育されていた、市内在住で義務教育課程中の方

交通事故の範囲：国内で発生した車

両による人身事故

支給額：遺児1人につき、月額上限

2000円

支給時期：9月と3月の年2回

必要書類：新規申請⇨交通遺児奨学

金支給申請書・交通事故証明書の

写し・死亡日が記載されている全部事項証明書(戸籍謄本)の原本または死亡診断書の写し▼継続申請

⇨交通遺児奨学金支給申請書

*支給申請書は同課(本庁舎3階)で配布しています。

申請方法：必要書類を7月22日(水)

で、市立小中学校に在学中の児

童・生徒は学校を通じて、それ以外の方は直接同課

市職員を募集

職員課 ☎224-5553 ☎225-2895



令和3年4月1日採用予定の市職員を募集します。

募集案内・申込書は、7月1日(水)から同課(本庁舎4階)、庁舎案内(同1階)、市民センター、川越駅西口連絡所などで配布します(市ホームページからもダウンロード可)。詳しくは、市ホームページを確認するかお尋ねください。

申し込み…7月17日(金)(消印有効)までに郵送で〒350-8601川越市役所職員課

*職種により申込期限が異なります。

消防職員を募集

消防局総務課 ☎222-0741 ☎226-7291



令和3年4月1日採用予定の消防職員を募集します。

募集案内・申込書は、7月6日(月)から消防局・消防署・分署で配布します(消防組合ホームページからもダウンロード可)。詳しくは、消防組合ホームページを確認するかお尋ねください。

申し込み…8月1日(出)から14日(金)(消印有効)までに郵送で〒350-0823神明町48-4・川越地区消防局総務課

エコバッグを 持ちましょう

資源循環推進課 ☎239-6267
☎239-5054



プラスチックは非常に便利な素材である一方、過剰な使用による廃棄物の増加や、ごみのポイ捨て等による海洋プラスチックごみの増加が問題になっていきます。



このような状況を踏まえ、7月1日(水)から全国でプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されます。皆さんも、自身のライフスタイルを見詰め直し、できるところから工夫してみましましょう。

税金

スマホアプリで 納付できます

収税課 ☎224-5686
☎226-2538



スマホアプリ決済(PayPay)

税金を納付できるようになりました。

アプリをスマートフォンにダウンロードして、銀行口座の情報などを登録し、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。ATMやコンビニエンスストア等に行かなくても、いつでもどこでも支払いができます。

利用料金は無料です(通信料は別途掛かります)。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

市税の納付は便利な 口座振替を

収税課 ☎224-5686
☎226-2538



市税の納付には口座振替が便利です。

一度手続きをすれば、納付のために外出しなくても、納期ごとに指定の口座から市税などの納付ができます。金融機関・



市役所・市民センター等や、郵送での手続きもできると、ぜひ口座振替をご利用ください。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の 被保険者の皆さんへ

国民健康保険の限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

国民健康保険課 ☎224-5836
☎224-7318

国民健康保険(国保)では、同じ月

内の医療費の負担が高額になり、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

医療費が高額になる場合には、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することで医療費の負担額が自己負担限度額までで済みます。

既に認定証の交付を受けている方

70歳未満の方には、更新のお知らせと申請書を送付しています。更新が必要な方は、必ず提出してください。

なお、70歳以上の方は自動更新です。更新した認定証は、7月下旬に

発送する予定です。

新たに認定証の交付を希望する方は申請が必要です

交付を受ける方の保険証を持参し、申請してください。ただし、70歳未満で国保税に未納がある場合は交付できません。

また、自己負担限度額の区分が世帯の所得に応じて異なるため、所得の申告をお願いします。

申請場所：同課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所

*市民センター・川越駅西口連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。



70歳未満の方



70歳以上の方

国民健康保険について☎国民健康保険課 ☎224-5836
☎224-7318
後期高齢者医療制度について☎高齢・障害医療課 ☎224-5842
☎224-7318

後期高齢者医療制度の限度額適用 認定証、限度額適用・標準負担額 減額認定証の交付

高齢・障害医療課 ☎224-5842
☎224-7318

後期高齢者医療制度では同じ月内の医療費の負担が高額になり、一部負担金自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

医療費が高額になる場合には、事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することで医療費の負担額が自己負担限度額までで済みます。

要件：①限度額適用認定証☎課税所得145万円以上690万円未満の方、②限度額適用・標準負担額減額認定証☎令和2年度市・県民税が非課税世帯の方

また、自己負担限度額の区分が所得に応じて異なるため、所得の申告をお願いします。

既に認定証の交付を受けている方

今年度も上記の要件に該当する方に、同課から新しい認定証を送付します。更新の手続きは不要です。

新たに認定証の交付を希望する方は申請が必要です

上記の要件に該当する方で、新たに交付を希望する場合は、同課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所で申請してください。

*市民センター・川越駅西口連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。



被保険者証(保険証)を発送 (発送日は7月上旬)

国民健康保険

名称	対象	問い合わせ
国民健康保険 被保険者証	川越市国民健康保 険被保険者がいる 世帯主	国民健康保険課 TEL 224-5833 FAX 224-7318

*世帯主あてに特定記録郵便で発送します。配達の際は郵便受箱に投函します(受領印は不要です)。



*70歳以上74歳以下の方には、保険証と高齢受給者証が一体化した保険証兼高齢受給者証を発送します。

後期高齢者医療制度

名称	対象	問い合わせ
後期高齢者医療 被保険者証	埼玉県後期高齢者 医療被保険者	高齢・障害医療課 TEL 224-5842 FAX 224-7318

*特定記録郵便で発送します。配達の際は郵便受箱に投函します(受領印は不要です)。



*後期高齢者医療制度では、同一世帯の被保険者に住民税課税所得145万円以上の「現役並み所得者」がいると、世帯内被保険者全員の医療費の窓口負担が3割になります。

*「現役並み所得者」がいても、世帯内の収入などの条件を満たすと、申請により窓口負担が1割になる場合があります。該当すると思われる方に申請書を送付していただきます。同課・市民センター・川越駅西口連絡所に提出または〒350-8601川越市役所高齢・障害医療課に郵送してください。

国民健康保険税の課税限度額と均等割額の 軽減判定基準を改定

国民健康保険課 TEL224-5833 FAX224-7318



課税限度額の改正



均等割額の軽減

令和2年度から国民健康保険税の課税限度額を次のとおり改定しました。

区分	改定前	改定後
医療保険分	58万円	61万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円
計	93万円	96万円

国民健康保険(国保)加入世帯に対する均等割額の軽減判定基準(5割軽減および2割軽減)が、令和2年度から次のとおり変更となりました。

軽減割合		判定基準(世帯の所得)
5割	改定前	33万円+(28万円×国保加入者等の数)以下
	改定後	33万円+(28.5万円×国保加入者等の数)以下
2割	改定前	33万円+(51万円×国保加入者等の数)以下
	改定後	33万円+(52万円×国保加入者等の数)以下

*世帯の所得とは、世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)、国保被保険者、特定同一世帯所属者の所得合計です。

*特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

*軽減措置の適用について、申請は不要です。ただし、世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)、国保被保険者、特定同一世帯所属者に市・県民税等の申告がない場合は、軽減措置が適用されません。

通知書などを発送(発送日は7月10日(金))

*掲載している内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や内容を変更する場合があります。
詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせ先にお尋ねください。

名称	対象	問い合わせ
国民健康保険税 決定通知書	国民健康保険に加入している世帯の 世帯主(65歳以上)で、納税方法が特 別徴収の方	国民健康保険課 224-5833
国民健康保険税 納税通知書	国民健康保険に加入している世帯の 世帯主で、納税方法が普通徴収の方 国民健康保険に加入している世帯の 世帯主(65歳以上)で、納税方法が9 月までは普通徴収、10月から特別徴 収に変更となる方	国民健康保険課 224-7318
後期高齢者医療保険料額 決定通知書・後期高齢者 医療保険料額特別徴収開 始通知書	後期高齢者医療に加入し、保険料の 納入方法が特別徴収の方	高齢・障害医療課 224-5842
後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収 開始通知書	後期高齢者医療に加入し、保険料の 納入方法が9月までは普通徴収、10 月から特別徴収に変更となる方	高齢・障害医療課 224-7318
後期高齢者医療保険料 納入通知書	後期高齢者医療に加入し、保険料の 納入方法が普通徴収の方	
介護保険料額決定通知書 兼特別徴収開始通知書	65歳以上で、保険料の納入方法が特 別徴収の方	介護保険課 224-5817
介護保険料納入通知書兼 特別徴収開始通知書	65歳以上で、保険料の納入方法が9 月までは普通徴収、10月から特別徴 収に変更となる方	介護保険課 224-5817
介護保険料納入通知書	65歳以上で、保険料の納入方法が普 通徴収の方	介護保険課 224-5384

*特別徴収(年金からの差し引きによる納付)▼普通徴収(納付書または、口座振替による納付)。

*世帯の所得が少ない・火災などの災害により損害を受けた世帯は、保険税(料)が減免される場合があります。減免を受けるには、納期限までに申請が必要です。

*郵送の都合上、お手元に届くまで数日かかる場合があります。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 離職中の看護職の方は、届け出が必要です** 保健医療推進課 ☎224-5832 ☎224-7318
看護職の資格を持ち、就業していない方、転居や出産・育児等で離職した方は、埼玉県ナースセンター ☎048-620-7339への届け出が必要です。詳しくは、同センターにお尋ねください。
- 社会を明るくする運動** 福祉推進課 ☎224-5769 ☎225-3033
7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。罪を犯した人や非行に走った少年の更生には、その人自身の意欲と合わせて、地域社会の理解が必要です。皆さんのご協力をお願いします。
- サマージャンボ宝くじの発売は、7月14日(火)～8月14日(金)です** 財政課 ☎224-5618 ☎225-2895
1等・前後賞合わせて7億円。抽選日は、8月21日(金)です。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われ、市では、美術館の運営管理や母子健康診査事業の財源として活用しています。宝くじについて詳しくは、(公財)埼玉県市町村振興協会 ☎048-822-5004にお尋ねください。なお、川越市役所では販売していません。
- 川越都市計画審議会を開催します** 都市計画課 ☎224-5945 ☎225-9800
川越都市計画生産緑地地区の変更についてなど。7月10日(金)午前10時30分～(受け付けは午前10時10分から)。第5委員会室(本庁舎7階)。傍聴は先着5人。当日直接会場。
- 斎場市民聖苑利用説明会** 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088
7月23日(木)午前9時～午前10時30分。対象は市内在住。定員は各先着10人。申し込みは電話で斎場。
- 子育て世帯への臨時特別給付金** こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786
児童手当を受給する世帯に対し、6月4日に対象児童1人あたり1万円の臨時特別給付金を支給しています。なお、市内在住の公務員の方は9月30日(火)までに申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。
- 7月の土曜納税相談日のお知らせ** 収税課 ☎224-5691 ☎226-2538
7月11日(土)午前8時30分～正午(受け付けは午前11時30分まで)。電話相談も受け付けています。入り口は、本庁舎西側地下1階休日・夜間入り口です。課税についての問い合わせや、国民健康保険の加入および脱退の手続きはできません。
- 浅間神社(富士見町)の「初山」について** 観光課 ☎224-5940 ☎224-8712
毎年7月13日に行われる同神社の「初山」に伴う祭りや交通規制等については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、実施しません。
- 訂正** 広報室 ☎224-5495 ☎225-2171
6月発行の広報川越No.1461・4ページ「新型コロナウイルスに負けない! おうち時間で健康づくり」、健康づくり支援課の電話番号とファクス番号
誤= ☎225-4121 ☎229-1291 正= ☎229-4121 ☎225-1291 ご迷惑をお掛けしました。